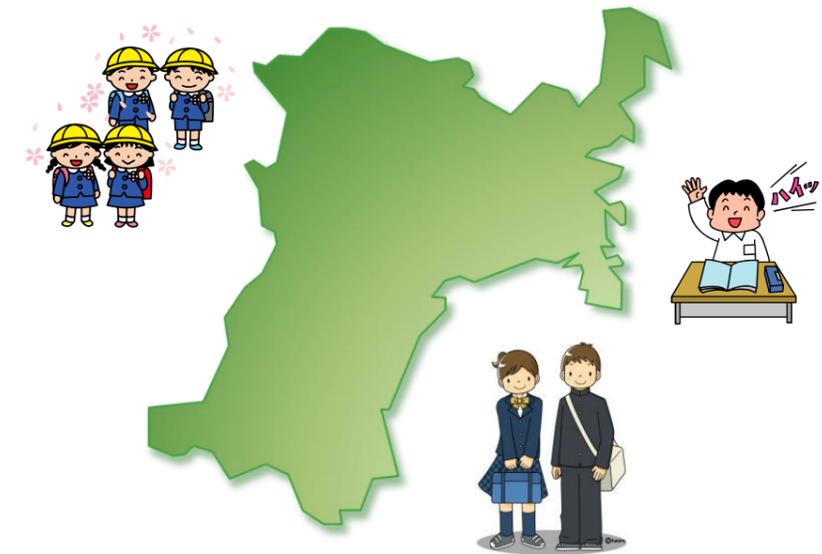


東日本大震災みやぎこども育英基金 支援金・奨学金のご案内

宮城県教育庁 総務課

〒980-8423 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電話：022-211-3613 FAX：022-211-3699
Eメール：kyouikgy@pref.miyagi.lg.jp
ホームページ：
<http://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/ikueikikin.html>



東日本大震災以降、県に寄せられた国内外からの寄附金を活用し、「東日本大震災みやぎこども育英基金」として積み立て、震災で親を亡くした子どもたちが、安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、支援金・奨学金制度を創設しました。

未就学児から大学生等まで、月額金と入学・卒業時の一時金を支給し、長期的・継続的に支援をおこなってまいります。

平成23年12月 (令和2年4月改訂)

宮 城 県
宮 城 県 教 育 委 員 会

対象者は、宮城県内に住所を有した父母等が、東日本大震災により死亡または行方不明となった未就学児，児童，生徒等です。



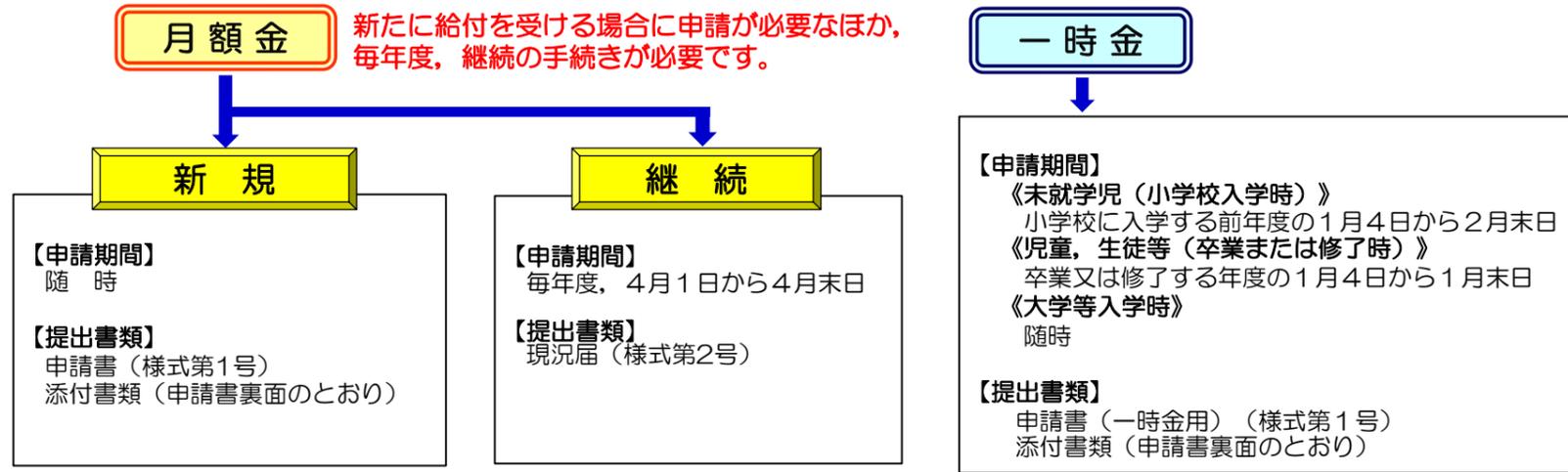
	就学前	小学校 特別支援学校（小学部） 義務教育学校（前期課程）	中学校 中等教育学校（前期課程） 特別支援学校（中学部） 義務教育学校（後期課程）	高等学校 高等専門学校（1～3年） 中等教育学校（後期課程） 特別支援学校（高等部） 専修学校（高等課程）等	大学・短期大学・大学院 高等専門学校（4～5年） 専修学校（専門課程）等
月額金	1月につき 10,000円	1月につき 30,000円	1月につき 40,000円	1月につき 50,000円	1月につき 自宅通学 60,000円 自宅外通学 100,000円
一時金	小学校入学時に 100,000円	小学校等卒業時に 150,000円	中学校等卒業時に 200,000円	高等学校等卒業時に 600,000円 大学等入学時に（※） 360,000円	

未就学児の生活を支援します

児童・生徒・学生等の修学を支援します

（※）大学等入学時一時金の対象は、高等学校等卒業時の一時金の給付を受けていない方となります。

申請方法



申請書の提出先

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| ○ 未就学児 | → 宮城県教育庁総務課 |
| ○ 宮城県内の小学校，中学校，高等学校に在籍している方 | → 在籍している学校 |
| ○ 県外の小学校，中学校，高等学校等に在籍している方 | → 宮城県教育庁総務課 |
| ○ 県内外を問わず，大学，専修学校に在籍している方 | → 宮城県教育庁総務課 |

【担当窓口】

給付の方法

月額金

7月（4～9月分）と1月（10～3月）の年2回、申請者の指定する口座に振り込みます。

一時金

小学校入学一時金及び各学校卒業時一時金は3月に申請者の指定する口座に振り込みます。
（大学等入学時一時金については随時）

ご注意とお願い

- 奨学金の給付には次の要件も必要となります。
(1) 教育委員会が別に定める学校等に修学している方
(2) 満27歳以下の方
- 給付の要件に該当しなくなった場合や、申請内容に虚偽等があり、不正に受給したと県が認められたときは、給付の決定が取り消され、既に給付した支援金・奨学金の全部または一部を返還していただく場合があります。
- 申請書等については、担当窓口までお問い合わせください。